

老人保健課資料

会計検査院「平成25年度決算検査報告」における不適切に支払われた 介護給付費について

【適切とは認められない支払の事態】

会計検査院が行った実地検査の結果、別紙のとおり平成18年度から25年度までの間における介護給付費の支払について、87,950件、9,899万円が適切ではないとされた。

今後は、このような事態を招くことのないよう事業者等に対する必要な助言及び適切な指導を行い、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう取り組まれない。

具体的には、介護報酬の算定に当たり、

- ① 44事業者は、居宅サービス計画における訪問介護等に係る介護サービスの提供総数のうち、正当な理由なく同一の事業者によって提供されるこれらのサービスの占める割合が100分の90を超えていたのに特定事業所集中減算を行っていなかったり、減算となる期間には算定できない特定事業所加算（Ⅱ）を算定していたりしていた。
- ② 23事業所は、介護報酬の算定に当たり、事業所の規模区分を誤るなどしていた。

上記のほか、介護療養施設サービス、介護保健施設サービス、介護福祉施設サービス、短期入所生活介護サービス及び通所リハビリテーションサービスの5つの介護サービスについて、13事業者は、単位数の算定を誤るなどして介護報酬を過大に算定していた。

介護給付費に係る国の負担が不当

1件 不当金額(支出) 9898万円
 (前年度 1件 1億0957万円)

1 制度の概要

介護保険は、市区町村等が保険者となって、その区域内に住所を有する65歳以上の者等を被保険者として、その要介護状態等に関して、必要な保険給付を行う保険である。

事業者が要介護者等に対して介護サービス又は居宅介護支援を提供して請求することができる介護報酬は、算定基準等で定められた単位数に単価を乗ずるなどして算定することとなっている。そして、市区町村等は、介護報酬の100分の90に相当する額又は介護報酬の全額（以下「介護給付費」という。）を事業者を支払うこととなっている。

2 検査の結果

検査の結果、78事業者に対して176市区町村等が行った平成18年度から25年度までの間における介護給付費の支払について、87,950件、306,675,634円が過大であり、これに対する国の負担額98,988,375円が不当と認められる。

これらの事態について、居宅介護支援又は介護サービスの種類の別に示すと次のとおりである。なお、同一の事業者が複数の事態に該当しているものがある。

ア 居宅介護支援

44事業者は、居宅サービス計画における訪問介護等に係る介護サービスの提供総数のうち、正当な理由なく同一の事業者によって提供されるこれらのサービスの占める割合が100分の90を超えていたのに特定事業所集中減算を行っていなかったり、減算となる期間には算定できない特定事業所加算（Ⅱ）を算定していたりしていた。このため、介護給付費60,030件、159,929,759円の支払が過大であり、これに対する国の負担額50,991,891円は負担の必要がなかった。

イ 通所介護サービス

23事業者は、介護報酬の算定に当たり、事業所の規模区分を誤るなどしていた。このため、介護給付費21,685件、109,639,330円の支払が過大であり、これに対する国の負担額36,994,620円は負担の必要がなかった。

ウ その他の介護サービス

ア及びイのほか、介護療養施設サービス、介護保健施設サービス、介護福祉施設サービス、短期入所生活介護サービス及び通所リハビリテーションサービスの5介護サービスについて、13事業者は、単位数の算定を誤るなどして介護報酬を過大に算定していた。このため、介護給付費6,235件、37,106,545円の支払が過大であり、これに対する国の負担額11,001,864円は負担の必要がなかった。これを道県等別に示すと次のとおりである。

(単位:千円)

道県等名	実施主体 (事業者数)	年度	過大に支払わ れた介護給付 費の件数	過大に支払わ れた介護給付 費	不当と認める 国の負担額	摘 要
北海道	30市町村等(14)	19～24	29,888	89,266	29,451	ア、イ
札幌市	12市町等(6)	19～24	7,094	14,589	4,564	ア
青森県	9市町(5)	22～25	4,714	20,799	7,231	イ、ウ
青森市	3市(1)	20～24	4,674	10,831	3,492	イ
茨城県	21市区町村(3)	20～23	1,908	14,133	4,666	ア、イ
栃木県	18市区町(7)	22～25	6,187	18,602	5,692	ア、イ、ウ
神奈川県	4市町(1)	20～25	359	4,457	1,156	ウ
滋賀県	4市町(1)	24、25	644	3,287	992	ア
兵庫県	39市町(13)	18～24	14,359	32,102	9,562	ア、イ
神戸市	1市(3)	20～25	2,052	6,952	2,220	ア、イ
西宮市	8市町等(3)	22～25	2,108	4,529	1,356	ア
鳥取県	15市町村等(3)	18～23	5,063	17,789	5,461	イ、ウ
島根県	3市等(2)	21～23	599	5,440	1,799	イ、ウ
松江市	7市等(2)	18～23	863	3,042	907	ア、ウ
大分県	18市町(11)	18～25	5,597	47,638	16,107	ア、イ、ウ
大分市	2市(2)	23～25	1,499	10,188	3,191	イ
鹿児島県	1市(1)	24、25	342	3,022	1,132	イ
計	176実施主体(78)	18～25	87,950	306,675	98,988	

注(1) 計欄の実施主体数は、道県等の中で実施主体が重複することがあるため、各道県等の実施主体数を合計したものと一致しない。

注(2) 摘要欄のア、イ及びウは、本文の2検査の結果の居宅介護支援又は介護サービスの種類の別に対応している。